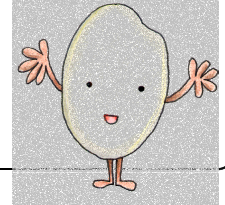


北海道農作物優良品種の話

北海道農作物優良品種とは

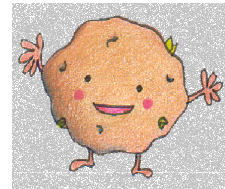
道では、本道における農作物の生産性向上や品質改善を図るため、農業試験場等において開発された優良な品種を認定し、その品種名や特性を広く周知しています。

認定に当たっては、道が行う試験を経た上で、道内の農業試験場等が討議する北海道農業試験会議成績会議において、審査基準により審査され優良品種候補に認定された品種について、北海道農作物優良品種認定委員会の協議を経ることとしています。



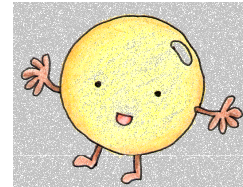
認定基準は

試験場等が新たに育種した品種について、その収量や病虫害抵抗性、品質、その他の栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案し、これまでの品種と比較して、優れるまたは明らかに優れる特性があり、普及上に支障となる欠点のないもの。



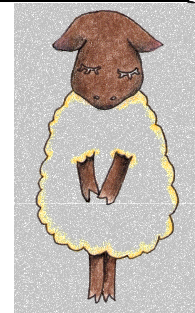
現在の品種は

・普通作物	126	米、麦、豆、馬鈴しょ
・工芸作物	18	てん菜、ハッカ、なたね
・園芸作物	80	果樹、野菜、花き
・飼料作物	108	牧草など
計	332品種	(平成29年12月現在)



廃止基準は

- 1) 品種特性が変化し、認定基準を満たさなくなった場合
- 2) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合
- 3) 作付面積が著しく減少し、今後とも増加する見通しがない場合
- 4) 新たな優良品種によって置換えが可能である場合
- 5) 種苗供給が困難となった場合



詳しくは、北海道農政部生産振興局農産振興課畑作グループにお問い合わせください。